

「量の見込み」の設定方法（案）

1. 「教育・保育」の「量の見込み」

(1) 1号認定及び2号認定（教育利用希望）

＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用人数を比較すると、区域によって乖離の状況が異なる。
- ・基本的には、国の算出方法による量の見込みを市全体枠として活用する。
- ・ただし、区域外の利用等を考慮し、区域間で量の見込みを調整する。

①国の算出方法による量の見込みの推計（国基準）

推計児童数をもとに、国の算出方法を用いて量の見込みを推計する。

②区域外の利用等を踏まえた量の見込みの最終調整

区域外の利用を考慮し、区域間での量の見込みを調整する。

⇒区域Cにおいて区域外の利用が多いため、令和元年5月時点の利用人数が量の見込みを上回ることから、区域外の利用割合を算出し、区域Cに上乘せする。

⇒区域Cで上乘せした量の見込みは、区域A・Bから控除する。

(2) 2号認定（保育希望）

＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用人数が大きく乖離する区分。
- ・アンケート調査の回答結果や区域外の利用等、現在の利用人数を考慮し、次のとおり量の見込みを補正する。

①国の算出方法による量の見込みの推計（国基準）

推計児童数をもとに、国の算出方法を用いて量の見込みを推計する。

②アンケート調査の回答結果を活用した量の見込みの補正（市基準）

アンケート調査「問16」の回答結果を活用し、量の見込みを補正する。

⇒アンケート調査において、教育・保育を利用したいと回答した人のうち、子どもの年齢が3歳の場合は、「4歳以上」になってから利用したいと回答した人の割合を算出し、また、子どもの年齢が4歳の場合は、「5歳以上」になってから利用したいと回答した人の割合を算出し、国の算出方法により推計した量の見込みから控除する。

⇒ただし、教育・保育を利用したいと回答した人のうち、利用開始する時期の希望が無回答であったり、「わからない」と回答している場合は、ニーズとして残す。

③区域外の利用等を踏まえた量の見込みの調整

区域外の利用を考慮し、区域間での量の見込みを調整する。

⇒区域 B・C において区域外の利用が多いため、平成 31 年 4 月時点の利用人数が②市基準の量の見込みを上回ることから、区域外の利用割合を算出し、区域 B・C に上乗せする。

⇒区域 B・C で上乗せした量の見込みは、区域 A から控除する。

④現在の利用人数を踏まえた量の見込みの最終調整

現在の利用人数を考慮し、量の見込みを最終調整する。

⇒③区域外の利用等を踏まえ調整した結果、区域 C において平成 31 年 4 月時点の利用人数が量の見込みを上回ることから、区域 C の令和 2 年度の量の見込みを、平成 31 年 4 月時点の利用人数まで引き上げる調整を行う。

⇒令和 3 年度以降の量の見込みは、③で算出した各年度における量の見込みの変化率を乗ずることにより、量の見込みを算出する。

<参考>※アンケート調査票「問 16」

現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、どの事業を「定期的に」利用したいですか。①利用したい事業、②希望する利用時間、③実施場所、④利用を開始する時期の希望についてお答えください。

①利用したい事業	②希望する利用時間	③希望する実施場所	④利用を開始する時期 (現在、利用していない方のみお答えください。)
	1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間 () 時 () 分 ～ () 時 () 分	1. 加古川市内 2. 他の市町村 →市町村名 ()	1. 子どもが 1 歳になるまで 2. 子どもが () 歳になってから 3. わからない

(3) 3号認定 (0 歳家庭のみ)

<設定にあたっての考え方>

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用人数が大きく乖離する区分。
- ・アンケート調査の回答結果や現在の利用人数を考慮し、次のとおり量の見込みを補正する。

①国の算出方法による量の見込みの推計 (国基準)

推計児童数をもとに、国の算出方法を用いて量の見込みを推計する。

②アンケート調査の回答結果を活用した量の見込みの補正（市基準）

アンケート調査「問 16」の回答結果を活用し、量の見込みを補正する。

⇒アンケート調査において、教育・保育を利用したいと回答した人のうち、「1歳以上」になってから利用したいと回答した人の割合を算出し、国の算出方法により推計した量の見込みから控除する。

⇒ただし、教育・保育を利用したいと回答した人のうち、利用開始する時期の希望が無回答であったり、「わからない」と回答している場合は、ニーズとして残す。

③現在の利用人数を踏まえた量の見込みの最終調整

現在の利用人数を考慮し、量の見込みを最終調整する。

⇒②補正後の量の見込みと、平成31年3月時点の利用人数を比較すると、全ての区域において利用人数が量の見込みを上回ることから、令和2年度の量の見込みを、平成31年3月時点の利用人数まで引き上げる調整を行う。

⇒令和3年度以降は、0歳児の推計方法を踏まえ、前年度の量の見込み、各区域の0歳児人口の変化率の平均値を乗することにより、量の見込みを算出する。

（4）3号認定（1・2歳家庭のみ）

＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用人数が大きく乖離する区分。
- ・育児休業明け等の影響により、待機児童が発生しやすい傾向。
- ・アンケート調査の回答結果や区域外の利用等を考慮し、次のとおり量の見込みを補正する。

①国の算出方法による量の見込みの推計（国基準）

推計児童数をもとに、国の算出方法を用いて量の見込みを推計する。

②アンケート調査の回答結果を活用した量の見込みの補正（市基準）

アンケート調査「問 16」の回答結果を活用し、量の見込みを補正する。

⇒アンケート調査において、教育・保育を利用したいと回答した人のうち、子どもの年齢が1歳の場合は、「2歳以上」になってから利用したいと回答した人の割合を算出し、また、子どもの年齢が2歳の場合は、「3歳以上」になってから利用したいと回答した人の割合を算出し、国の算出方法により推計した量の見込みから控除する。

⇒ただし、教育・保育を利用したいと回答した人のうち、利用開始する時期の希望が無回答であったり、「わからない」と回答している場合は、ニーズとして残す。

③区域外の利用等を踏まえた量の見込みの最終調整

区域外の利用を考慮し、区域間での量の見込みを調整する。

⇒区域B・Cにおいて区域外の利用が多いため、区域外の利用の割合を算出し、区域B・Cに上乘せする。

⇒区域B・Cで上乘せした量の見込みは、区域Aから控除する。

2. 「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

<設定にあたっての考え方>

- ・国の算出方法により推計した量の見込みを、現在の利用実績が上回っている。
- ・利用実績を考慮し、量の見込みを現在の利用実績まで引き上げる補正を行う。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

<設定にあたっての考え方>

- ・国の算出方法により推計した量の見込みが、現在の利用人数を上回っている。
- ・潜在的な利用希望等を考慮し、国の算出方法による量の見込みをそのまま活用する。

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）

<設定にあたっての考え方>

- ・国の算出方法により推計した量の見込みが、現在の利用人数を上回っている。
- ・潜在的な利用希望等を考慮し、国の算出方法による量の見込みをそのまま活用する。

(4) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

<設定にあたっての考え方>

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用人数が大きく乖離する事業。
- ・量の見込みについて、現在の利用人数などを勘案し、アンケート調査（問8）の回答結果を活用しながら、本来必要な量の見込みへ補正する。

⇒対象となる回答者のうち、日常的に祖父母等の親族にみてもらえると回答した割合を、量の見込みから控除する。

② その他の一時預かり（保育所等）

<設定にあたっての考え方>

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用人数が大きく乖離する事業。
- ・量の見込みについて、現在の利用人数などを勘案し、アンケート調査（問8）の回答結果を活用しながら、本来必要な量の見込みへ補正する。

⇒対象となる回答者のうち、日常的に祖父母等の親族にみてもらえると回答した割合を、量の見込みから控除する。

<参考>※アンケート調査票「問8」

日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
5. いずれもない

(5) 病児・病後児保育事業

<設定にあたっての考え方>

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用人数が大きく乖離する事業。
- ・潜在的な利用希望等を考慮し、アンケート調査結果による量の見込みをそのまま活用する。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

<設定にあたっての考え方>

- ・小学生を対象としたアンケート調査結果により推計した量の見込みが、現在の利用人数を上回っている。
- ・潜在的な利用希望等を考慮し、アンケート調査結果による量の見込みをそのまま活用する。

(7) 利用者支援事業

<設定にあたっての考え方>

- ・当該事業については、アンケート調査の結果によらずに推計するとされている。
- ・特定型（保育コンシェルジュ）、母子保健型（子育て世代包括支援センター）についてそれぞれ量の見込みを設定する。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

<設定にあたっての考え方>

- ・当該事業については、アンケート調査の結果によらずに推計するとされている。
- ・当該事業の対象児童は、市内の全ての出生児童であることから、推計児童数を量の見込みとして設定する。

(9) 養育支援訪問事業

＜設定にあたっての考え方＞

- ・当該事業については、アンケート調査の結果によらずに推計するとされている。
- ・今後の対象児童数については、これまでの利用実績をもとに推計し、量の見込みとして設定する。

(10) 妊婦健診事業

＜設定にあたっての考え方＞

- ・当該事業については、アンケート調査の結果によらずに推計するとされている。
- ・当該事業の対象児童は、市内全ての出生児童の母親であることから、推計児童数を踏まえ、量の見込み（対象人数、健診回数）を設定する。

①対象人数の算出方法

⇒推計児童数と2か年にわたり健診を受ける人の割合を乗ずる。

$$\text{対象人数（人/年）} = \text{推計児童数} \times \text{2か年にわたり健診を受ける人の割合} \\ \text{（平成26年度から平成30年度の平均値）}$$

②健診回数の算出方法

⇒①で算出した各年度の対象人数と1人あたりの健診回数の実績値を乗ずる。

$$\text{健診回数（回/年）} = \text{①で算出した対象人数} \times \text{健診回数の実績値} \\ \text{（平成26年度から平成30年度の平均値）}$$